

[事案 20-66] 年金支払請求

- ・平成 21 年 2 月 24 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 2 月 16 日 裁定終了

< 事案の概要 >

財形年金保険について、保険料払込終了時点における予定利率にもとづいた年金額を支払って欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和 58 年に財形年金積立保険(保険料 10 年払込み、5 年据置き・60 歳年金受取開始)に加入、平成 5 年に保険料払込みが完了し、同 10 年から年金支払いが開始され、それ以降毎年年金(約 32 万円)を受け取っている。しかし、同保険は契約締結時には予定利率が年 5.5%であったが、平成 6 年に 4.5%に、同 8 年に 2.5%に変更されたため、年金額は、保険料積立期間終了通知(平成 5 年)記載の 42 万円の予定であったものが約 32 万円に減額されてしまった。

下記理由により納得出来ないのので、上記積立期間終了通知記載の年金額(約 42 万円)を支払って欲しい。

- (1) 本来保険契約の予定利率は変更できないものである。現行保険業法では限られた場合に内閣総理大臣の承認を得て変更できることとなったが(保険業法 240 条の 2)、この改正は平成 15 年であり、本件契約の予定利率の変更時点ではこれが許されていなかった。しかも、現行法によっても変更の限度は 3%であり(同法 240 条の 4 第 2 項、同法施行令)、この点でも本件変更は許されないものである。
- (2) 年金支払額変更については、保険料払込期間中(勤労者財産形成促進法施行令 13 条の 4)および年金支払日開始日以後(同令 13 条の 4 第 3 項)に限られているのであり、払込期間満了後、支払開始までの間の据置期間には年金額の変更が出来ないのであるから、保険会社の措置は許されないものである。

(参考) 財形年金積立保険

財形年金積立保険は、税制上優遇された積立年金で、払込保険料累計 385 万円(財形住宅貯蓄積立保険と通算で 550 万円)までは、利子などの差益が非課税となり、さらに年金受取開始後に受け取る年金も非課税になります。年金受け取り以外の目的で引き出す場合は解約となり課税対象となる。

< 保険会社の主張 >

以下の点から、申立人に支払っている年金額は正当な金額であり、申立てに応じることは出来ない。

- (1) 財形年金積立保険は、勤労者財産形成促進法に基づき販売する極めて貯蓄性の高い商品であり、予定利率について長期にわたり変更不可となれば、市場金利の動向によっては保険会社経営に重大な影響を及ぼしかねないことから、保険約款に明記されているように「事情の変更」に際して、予定利率等の計算基礎を主務官庁の承認を得て、変更できる商品となっており、年金額については年金支払開始時における予定利率に基づき確定される。
- (2) 申立人の契約時においては年 5.5%であったが、その後、運用環境の悪化により平成 6 年 1 月と同 8 年 4 月の二度にわたって、同保険約款 29 条に基づき主務官庁の認可を得て、予定利率の変更を行った結果、申立人の財形年金積立保険の年金開始時(同 10 年 9 月)時点においては、2.5%となっている。予定利率の変更の際には、そのつど申立人に対し説明文書を送付しており、申立契約の年金額については、約款規定に基づいた手続きを経て、計算されたものである。
- (3) 申立人の主張する保険業法 240 条の 4 項 2 項(契約条件の変更の限度)は、契約後に予定利率の変更の出来ない保険商品について、平成 15 年に新たに設けられた条文であり、財形年金積立保険の予定利率変更と関係はない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書類にもとづいて審理を行った結果、下記のとおり、本件請求申立ては認めることが出来ないので、生命保険相談所規程第 44 条を適用し、裁定書をもってその理由を明らかにして、本件裁定手続きを終了した。

- (1) 一般の保険契約においては契約途中で予定利率は変更できないが、特定の保険契約にあっては、一方当事者において契約内容を変更できるものとしておかなければ不都合を生ずるような場合、契約の当初、予め変更権を与える合意がある場合があり、これ自体は著しく不合理または公序良俗に反しない限り有効である。
- (2) 財形年金積立保険は、長期間にわたる契約で、かつ大量の契約者全体の利益、平等を図る必要性があることから、経済情勢が著しく変更したことにより、当初の契約が維持できなくなる場合には、契約内容を変更して制度の維持を図ることが必要となる。経済情勢が著しく変更し、当初の予定利率を維持して年金を給付することにより、保険会社の財務基盤を揺るがし会社の存続を困難ならしめることになる場合には、制度全体を維持して多くの契約者の利益を保全するためには、予定利率を変更し、その結果将来給付される年金額に変動を与えることになっても、合理的な必要性があると言える。
- (3) 本件保険約款は、予定利率等については保険業法第 4 条 2 項 4 号の「保険料及び責任準備金の算出方法書」の記載事項であるから、これを変更するには同法 123 条 1 項の内閣総理大臣の認可（旧法下でも大蔵大臣の認可）が必要である。従って、変更の必要性および相当性はこの段階で審査されるから、保険会社が恣意的に変更することはできない制度となっているので、当該約款の規定は不合理あるいは公序良俗に反する規定であるとは言えない。従って、本約款に基づき、保険会社は予定利率の変更をなしうるのであり、これは契約当初から保険会社に認められた契約上の権限であって、申立人の主張する現行法によるものではない。
- (4) 本件保険約款第 2 条 1 項・2 項により、年金額は年金支払い時に確定するものであるから、それ以前には同 29 条により変更は可能であり、当該約款において申立人の主張する変更を不可とする規定は存在しない。

(参考) 財形年金積立保険約款

第 29 条

当社は、財形法の改正その他の事情の変更により特に必要があると認めた場合には、大蔵大臣(現金融庁長官)の認可を得て、この普通保険約款の規定、または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあります。